

令和2年度 7月 新潟市西区農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和2年7月31日(金) 午後3時00分から午後3時50分
- 2 開催場所 西区役所健康センター棟3階 大会議室
- 3 出席委員(15人)
 - 1番(会長) 本間雄一 2番 本間直一 3番 池田一彦
 - 4番 江端美春 5番 大嶋喜芳 6番 梶原政好
 - 7番 高杉隆司 8番 高井利明 9番 原田秀一
 - 10番 松井市雄 11番 岩野惣市郎 12番 鈴木淳子
 - 13番 丸山和秀 14番 渡邊正行
 - 15番(会長職務代理者) 渡部藤四夫
- 4 出席農地利用最適化推進委員(15人)

中澤美知男	西山五十志	若杉 隆義	猪爪 清正	山本 秀樹
本間 正三	小林 隆	長谷川 孝	朝妻 政行	白井 貞一
茨木 栄一	阿部 保則	武田 正兄	永井 昌夫	田澤 利英
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員選出
 - 第2 議 事
 - 議案第29号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について
 - 議案第30号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第31号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について(追加)
 - 報告事項 新潟市農用地利用配分計画(案)について
 - 報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 - 報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
 - 報告事項 農地法第4条転用届出に関する受理について
 - 報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について
 - 報告事項 農地の転用事実に関する照会書について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	中島 剛	事務局次長	佐藤 清隆
農地係長	五十嵐芳彰	農政振興係長	高橋智恵子
- 7 会議の概要

事務局	<p>これより7月定例総会を開催します。</p> <p>議事日程に従い、進めさせていただきます。</p> <p>本日は、全員ご出席です。</p> <p>本日の総会は、新潟市西区農業委員会会議規則第4条の規定により定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>また、本日は、農業委員会等に関する法律第29条の規定により、農地利用最適化推進委員の皆様からもご出席いただいております。</p> <p>それでは、委員会会議規則第5条の規定により、本間会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>皆さん、お疲れ様です。</p> <p>お忙しいところ、7月総会にお集りいただき、ありがとうございます。</p> <p>農業委員、推進委員が全員そろって総会を開くのは、昨年末以来になります。本来であれば、4か月前の3月末でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で延期になりました。</p> <p>最近の新型コロナウイルス感染症の状況を見ますと、第2波が来ているのかと思うような状況で、全員出席しての総会も開催するかどうか悩みましたが、密にならないように気を付けながら、進めていくことにしました。</p> <p>本日は総会の後に研修会を用意しましたので、こちらもよろしくお願いいたします。</p> <p>今月は農地パトロール月間ということで、先般、違反転用の調査をしていただきました。来月は耕作放棄地の調査になります。暑い時期ではありますが、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員について、お諮りします。</p> <p>議事録署名委員は、議長である私に一任いただけますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>皆さんからご異議がございませんので、4番、江端美春委員、5番、大嶋喜芳委員を指名します。</p> <p>それでは、議事として提案している案件に入ります。</p> <p>議事の都合上、追加議案、議案第31号、農地法第3条許可申請に</p>

<p>事務局</p>	<p>関する意見決定について、及び、議案第29号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、一括して事務局の説明をお願いします。</p> <p>それでは、案件を地区別にまとめた表を説明しますので、はじめに4ページをお開きください。</p> <p>7月総会における許可案件は、赤塚地区、3条許可1件、5条許可2件、計3件、全地区合計3件です。</p> <p>それでは、議案をご説明します。</p> <p>25ページ、議案第31号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>本案件は、令和2年7月28日付け、新潟市長許可農地法第3条申請に対して、農業委員会に意見照会があったものです。</p> <p>第1地域赤塚地区です。1号、所在は西区赤塚で、田畑合計15筆18,112㎡のうち17,912㎡について、新規に法人を設立し、農地を現物出資する案件です。申請理由は、経営規模拡大を図るものです。なお、議案第29号、農地法第5条許可により一部転用となる農地の所有権移転を同時申請しております。調査委員会案件です。</p> <p>5ページ、議案第29号、農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>第1地域赤塚地区です。1号、所在は西区赤塚で、畑1筆641㎡のうち200㎡について、関連議案第31号と同じく新規参入法人への現物出資で農舎建築敷地とするものです。農地区分は第3種農地です。</p> <p>2号、所在は西区赤塚で、畑2筆2,064㎡について、使用貸借により露天資材置場敷地とするものです。農地区分は農用地です。3年間の一時転用で、期間は令和2年8月3日から令和5年8月2日までとなっています。調査委員会案件です。以上です。</p>
<p>議長</p> <p>第1地域調査委員長 (7番)</p>	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、報告をお願いします。</p> <p>第1地域調査委員会での調査結果をご報告します。</p> <p>調査案件は、議案第31号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、1件、議案第29号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、2件、合計3件です。</p> <p>25ページは、農地法第3条許可申請です。1号は赤塚地区です。</p>

	<p>はじめに事務局から概要説明を受けました。</p> <p>申請地は西区赤塚で、田2筆、畑13筆、合計18, 112㎡の内17, 912㎡を、現物出資及び売買する案件です。</p> <p>地元農家が、農業経営の合理化と、家族経営から法人経営による社会保障の充実、雇用の安定確保を図るため、令和2年7月に農業法人を設立し、今回の申請となりました。</p> <p>事務局が申請地について現地確認を行った結果、申請地の一部に耕作せずに荒れた農地が含まれており、農業用の堆肥置場となっていました。申請書に添付された改善計画によれば、1～2年以内に耕作可能な農地として復元するよう努めるとのことでした。</p> <p>また、地元自治会が農道補修の資材置場として一時利用している農地もあり、農地法の理解不足から無断転用となっていますが、8月中には撤去する予定とのことでした。こちらも改善計画を示し、今後、一時転用が必要な際は、農地法の許可を得て行うことを確約しております。</p> <p>その他、農舎とビニルハウスが建っている農地がありましたが、ビニルハウス部分は農地として3条申請に含め、2aの農舎建築敷地は5条追認許可を同時申請しております。</p> <p>その他の農地は、適切に耕作管理されていました。</p> <p>事務局が法人の登記簿や定款により、農地法第2条第3項による農地所有適格法人の要件確認を行った結果、法人形態要件、事業要件、構成員・議決権要件、常時従事役員要件ともに適格であり、法人が農地を取得することについて問題はないと判断しました。</p> <p>また、農地法第3条の取得要件について、農作業常時従事要件、下限面積要件ともに問題はありませんでしたが、全部効率利用要件については一部耕作されていない農地があり、許可について審議が必要と判断しました。</p> <p>つづいて、聞き取り調査に移り、代理人から申請地の場所及び面積、申請理由、経営農地面積について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>また、作付け予定作物、機械の所有状況、通作距離、農作業への従事状況についても確認しました。</p> <p>委員長から、所有する農地で違反転用や作付けせずに荒らしている箇所はないかとの質問があり、代理人から、一部、耕作放棄地があるが、法人に所有権移転後、改善計画に従い農地に復旧すると説明がありました。</p>
--	--

	<p>地元委員から、法人の母体となった農家は、畑作を中心に大規模に農業経営を行ってきた実績があるとの意見がありました。</p> <p>調査内容をもとに、参集委員により協議した結果、全部効率要件に問題があるものの、改善計画を履行することを条件に、3条許可とすべきであるとの判断をしました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、農地としてしっかり耕作するよう説明を行い、農業法人として今後は年1回の要件確認があることを説明し、農地所有適格法人の報告書の提出を指示して調査を終えました。</p> <p>5ページは、農地法第5条許可申請です。</p> <p>1号は赤塚地区です。議案第31号の関連案件です。</p> <p>はじめに事務局から概要説明を受けました。</p> <p>申請地は西区赤塚で、市街化調整区域内の畑1筆、641㎡の内200㎡を農舎建築敷地として農業法人に売買する案件です。</p> <p>現地調査の結果、申請地には農舎とビニルハウスが建っていました。なお、ビニルハウス部分は農地として先ほどの3条許可申請に含め、農舎建築敷地は、5条許可申請となります。</p> <p>申請書に添付された転用計画書によれば、農舎建築敷地は、固定資産税が宅地評価されていることから、農地転用許可を得ているものと思っていたとのこと。なお、本申請が追認許可されれば、無断転用が解消されることとなります。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、説明がありました。</p> <p>つづいて聞き取り調査に移り、代理人から申請地の場所及び面積、申請理由、次に転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>委員長から、この他に違反転用をしている農地はないかとの質問があり、代理人から、違反転用はないとの回答がありました。</p> <p>申請地は住宅と農業用施設に囲まれた既存集落内の第3種農地で、農地転用許可基準 エー（ア）－b－（a）の「住宅、業務施設等が連たんする区域内の農地」に該当するため、参集委員により協議した結果、調査委員会として問題はない、追認による許可と判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、事前着工の禁止、転用目的に沿った使用と、工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。</p>
--	---

<p>議 長</p>	<p>2号は赤塚地区です。</p> <p>はじめに事務局から概要説明を受けました。</p> <p>所在地は西区赤塚で、農振農用地の畑2筆、合計2,064㎡を使用貸借し、露天資材置場として一時転用する案件です。</p> <p>申請地は農振農用地につき、西区農政商工課の同意書を得ております。また、土地改良区域内につき、西蒲原土地改良区の意見書も得ております。</p> <p>申請地について、7月17日に現地確認を行った結果、現況はすでに資材置場となっていました。</p> <p>申請書に添付された転用理由書によれば、地元、赤塚地区自治連合協議会の地区内における農道や排水路等の維持管理は、譲受人を工事委託指定業者としており、工所用資材のストック場の確保も協議会に相談して、申請地を無償で借り受け、使用してきたとのこと。また、添付の始末書によれば、農地法に対する理解不足から無断転用となっていますが、本申請が追認許可されれば、無断転用が解消されることとなります。</p> <p>つづいて聞き取り調査に移り、代理人から、申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>委員長から、この他に違反転用をしている農地はないかとの質問があり、代理人から、違反転用はないとの回答がありました。</p> <p>地元委員から、トラックや重機で農道を破損した場合は、速やかに補修するよう指示があり、代理人がこれを了承しました。</p> <p>また、資材の搬入搬出の際は農耕車の妨げにならないよう配慮するよう指示があり、代理人がこれを了承しました。</p> <p>申請地は農振農用地で、転用許可基準ア－(イ)－cの「3年以内の一時転用で、当該農地が必要であること」に該当するため、参集委員により協議した結果、調査委員会として問題はない、追認による許可と判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、事前着工の禁止、転用目的に沿った使用と、転用事業完了までに農地として復元すること、工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。以上です。</p> <p>事務局の説明及び第1地域調査委員長の報告が終わりました。</p> <p>ただ今の説明及び報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
------------	--

議 長	<p>(質問、意見なし)</p> <p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>最初に、議案第31号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、お諮りします。</p> <p>議案第31号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p> <p>それでは、議案第31号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第29号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、お諮りします。</p> <p>議案第29号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p> <p>議案第29号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第30号新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6ページ、議案第30号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてです。</p> <p>7ページ、新規の地区別実績表です。利用権設定の賃貸借に関する部分は、両者間による利用権設定と、農地中間管理事業による利用権設定を、それぞれ別の実績表としてあります。</p> <p>地区別件数は、内野地区、契約期間3年のものが1件、畑、面積が5,208㎡、坂井輪地区、契約期間10年のものが1件、田、面積が4,833㎡であり、合計2件、面積は10,041㎡です。</p> <p>次に、表の右下の欄が賃貸借と所有権移転との合計になりますが、所有権移転の案件はありませんので、合計も同じく2件、面積が10,041㎡となっております。</p> <p>8ページ、合計の地区別実績表です。今月は更新分がありませんので、先ほどの新規分と同じ表となります。</p> <p>9ページ、提案文です。</p> <p>「議案第30号 新潟市農用地利用集積計画の決定について</p>

	<p>農業経営基盤強化促進法第18条の規定による新潟市農用地利用集積計画の決定について下記のとおり提案する。</p> <p>令和2年7月31日提出 新潟市西区農業委員会 会長 本間雄一」 その下の1号、2号が新規分の利用権設定に関するものです。</p> <p>10ページ、中間管理機構関係の新規分の地区別実績表です。今月は中野小屋地区のみで、契約期間6年のものが1件、田、面積が450㎡、契約期間10年のものが1件、田、面積が3,156㎡。合計2件、面積は3,606㎡です。</p> <p>11ページは合計の表ですが、新規と同じ表になります。</p> <p>12ページの1号、2号は内訳です。これは、農地中間管理機構が、農地中間管理事業に伴い、農業者から農地を借受けるものです。</p> <p>13ページ、定例総会での承認後に農業委員会会長から市長あての公告依頼文の案です。公告依頼日は、令和2年8月17日です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局からの説明が終わりました。ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第30号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、お諮りします。</p> <p>議案第30号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第30号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項、新潟市農用地利用配分計画(案)について、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理について、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、報告事項、農地の転用事実確認に関する照会書について、一括して、事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>14ページ、新潟市農用地利用配分計画（案）です。</p> <p>当配分計画（案）は、農地中間管理機構から受け手に対する農地の貸付けを行う場合には、新潟市農用地利用配分計画の県公告が必要であることから、当該報告事項として説明させていただくものです。</p> <p>14ページが新規分の地区別実績表です。</p> <p>中野小屋地区、契約期間6年のものが1件、田、面積が450㎡、契約期間10年のものが1件、田、面積が3,156㎡、以上、合計2件、面積は3,606㎡です。</p> <p>15ページが合計の地区別実績表ですが、新規と同じ表になりますので、説明は省略します。</p> <p>関係農業者は、16ページの1号、2号に記載のとおりです。</p> <p>なお、県の公告は、令和2年9月29日です。</p>
<p>事務局</p>	<p>説明者が変わります。4ページをお開きください。</p> <p>農地係所管の報告事項を説明する前に、地区別にまとめた総括表をご覧ください。下段の地区別件数表のとおり、全地区合計32件です。</p> <p>17ページ、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計2件、田畑合計4筆、4,005㎡の解約を受理しました。なお、2号は議案第29号の関連案件となっております。</p> <p>18ページ、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計16件、田畑合計290筆、184,089.48㎡の相続による届出を受理しました。</p> <p>なお、8号、委員会による農地売却等あつせんの希望は、農業委員等関係機関に情報提供を行っています。</p> <p>21ページ、報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計4件、田畑合計4筆、944.50㎡の転用届出を受理しました。</p> <p>22ページ、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計6件、田畑合計16筆、1,555㎡の転用届出を受理しました。</p> <p>24ページ、報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてで</p>

<p>議 長</p>	<p>す。新潟地方法務局から照会があったもの4件のうち、転用許可を受けているもの1件、転用許可を受けていないもの3件、いずれも家屋の建築状況、非農地化した事実及び経過年数を確認し、現地調査の上、非農地として回答しました。</p> <p>3号は、新潟地方裁判所からの照会です。登記地目が農地となっておりますが、農地転用許可を受けており、非農地として回答しました。競売等において買受適格証明は必要ありません。以上です。</p> <p>ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんからのご質問、ご意見がありませんので、事務局報告のとおり決定します。</p> <p>以上で議事として提案した案件は終了しますが、7月15日に農地部会を開催しておりますので、会議内容について、松井農地部会長より報告をお願いします。</p>
<p>農地部会長(10番)</p>	<p>7月15日に開催した農地部会について報告します。</p> <p>出席委員は農業委員、推進委員あわせて15名、協議議題は違反転用にかかる農地パトロールの実施について、耕作放棄地調査の実施について、農地法関係事務についての3点でした。</p> <p>1点目の違反転用にかかる農地パトロールの実施は、新型コロナウイルス感染症対策のため、地区ごとに分散してパトロールすることとし、第1地域は、坂井輪地区、内野地区、赤塚地区と四ツ郷屋地区、中野小屋地区の4地区に、また第2地域は2班に分かれて実施することになりました。</p> <p>本年度は新潟県農業会議が示した農地パトロール実施要領に基づいて、違反転用農地の状況確認に加え、農業委員会が把握しておく必要があるすべての農地を調査することになりました。</p> <p>また、各地区で実施した調査内容を共有するため、対策委員会前に、農地パトロール実施後の検討会議を行うこととし、そこで問題がある農地は方針案を決定することとしました。</p> <p>各地域で違反転用にかかる指導方針を協議し、悪質な事例は、11月に呼び出しによる事情聴取を実施することとし、すべての違反転用</p>

<p>議 長</p>	<p>者に対して、文書による是正指導を行うことを決定しました。</p> <p>2点目の令和2年度耕作放棄地調査の実施は、関係機関を含めたパトロール体制の内容と日程の確認、耕作放棄地の判定に係る資料をもとに情報共有し、現地調査にあたることとしました。なお、耕作放棄地調査の日程は、8月の委員会業務日程に記載したとおりです。各地区の担当委員には、ご多用のところ恐縮ですが、ご協力をお願いします。なお8月下旬の耕作放棄地調査は、黒埼地区、坂井輪地区、中野小屋地区では、荒廃農地を活動区域に含む農地・水多面的機能支払交付金事業取り組み組織と合同で実施することとしました。</p> <p>3点目の農地法関係事務は、経営状況証明書発行の際、農業従事日数や市外の出作農地の把握が困難になっているとの説明がありました。また地方自治法における証明事務の位置づけについて説明があり、農地法等の許可判断にあたっては、農業委員会として農家の実態を把握するなど、慎重に行う必要があると認識しました。</p> <p>その他、各委員から農地部会所管事務のみならず、農業振興にかかる情報提供もあり有意義な会議でした。以上です。</p>
<p>農地部会長職務代理者（7番）</p>	<p>次に、今週28、29日に第1、第2地域の違反転用農地パトロール実施報告検討会が開催されておりますので、それぞれの会議内容について報告をお願いします。</p> <p>最初に、第1地域実施報告検討会について、農地部会長職務代理者より報告をお願いします。</p> <p>7月28日に開催した第1地域の農地パトロール実施後の検討会について報告します。</p> <p>出席委員は農業委員、推進委員あわせて18名でした。</p> <p>初めに、各地区で実施した調査結果を農地部会所属委員それぞれから報告してもらい情報を共有しました。</p> <p>第1地域の実施内容は、違反転用農地の状況確認11件、納税猶予農地の状況確認1件、転用許可済み案件の利用状況確認3件、仮登記付き農地の利用状況確認2件、時効取得農地の利用状況確認2件、営農型太陽光発電設備の営農状況の確認2件、新規参入者の営農状況の確認1件、合計22件の現地調査を実施しました。</p> <p>次に調査項目ごとの対応方針についてです。</p> <p>違反転用農地11件は、坂井輪地区小新地内で1か所解消、内野地区で新規発生1件となりました。その他は残念ながら現状のままです。</p>

<p>議 長</p> <p>農地部会長(10番)</p>	<p>た。解消指導と実態把握のため、11月に1件の聞き取り調査を実施すること、あわせて文書指導も例年どおり送付することとしました。</p> <p>納税猶予農地の状況確認1件は赤塚地区で、樹木の伐採、除草剤の散布管理がされており、引き続き納税猶予対象農地として問題ないとなりました。</p> <p>転用許可済み案件の利用状況確認3件は、工事完了済み1件、工事進捗状況の提出指導1件、内野地区の資材置き場転用許可1件で、資材置き場転用許可は、土地が利用されていませんが、除草作業がされており、休耕地として管理されていることから問題なしと判断しました。</p> <p>仮登記付き農地の利用状況確認2件は、坂井輪地区1件と内野地区1件で、坂井輪地区は休耕地として管理されており問題なし、内野地区は資材置き場となっていたことから違反転用農地として監視することとし、今年度は文書指導することとしました。</p> <p>時効取得農地の利用状況確認2件は、赤塚地区1件と中野小屋地区1件で、赤塚地区は休耕地状態で監視することとし、中野小屋地区は水田として利用されており、問題なしとしました。</p> <p>営農型太陽光発電設備の営農状況の確認2件は、四ツ郷屋地区1件と中野小屋地区1件で、とも牧草及び出荷用の野菜栽培がされており問題なしとしました。</p> <p>新規参入者の営農状況の確認1件は四ツ郷屋地区で、耕起され大根、キャベツ栽培の準備という段階であり、別に受託して耕作している農地もネギの栽培があり、営農指導も含め、地元委員の指導のもと、注視していくこととしました。</p> <p>昨年までは、バスによる移動で全地区の違反転用農地を対象としておりましたが、今年は地区ごと、また荒廃が進む要因ごとに現地調査を実施したことで、農地利用の最適化に資する活動となったと感じています。</p> <p>第1地域の農地パトロール実施後の報告は以上です。</p> <p>次に、第2地域実施報告検討会について、農地部会長より報告をお願いします。</p> <p>7月29日に開催した第2地域の農地パトロール実施後の検討会について報告します。</p> <p>出席委員は農業委員、推進委員あわせて12名でした。</p>
------------------------------	--

<p>議 長</p>	<p>初めに、2班で実施した調査結果をまとめて情報を共有しました。</p> <p>第2地域の実施内容は、違反転用農地の状況確認8件、転用許可済み案件の利用状況確認1件、仮登記付き農地の利用状況確認3件、時効取得農地の利用状況確認5件、合計17件の現地調査を実施しました。</p> <p>次に調査項目ごとに対応方針についてです。</p> <p>違反転用農地8件は、資材置場で使用している土地2件の残土が減少していた以外、解消には程遠く、すべて違反状態のままとなりました。解消指導と実態把握のため、11月に1件の聞き取り調査を実施すること、あわせて文書指導も例年どおり送付することとしました。</p> <p>転用許可済み案件の利用状況確認1件は、2月総会で転用許可した案件ですが、住宅建築工事未着工のまま、売地の看板が出ていました。当初の転用目的を達成することができない場合は、農地法事務処理要領に準じて手続きする必要があることから、工事進捗状況報告の提出を求めることとしました。</p> <p>仮登記付き農地の利用状況確認3件は、うち2件が農地として使用があり問題なしとしましたが、西区鳥原の農地1件は資材置場として使用していることから、協議の結果、違反転用農地として監視することとし、今年度は文書指導することとしました。</p> <p>時効取得農地の利用状況確認5件は、すべて農地利用されており、問題なしとしました。</p> <p>第2地域の農地パトロール実施後の報告は以上です。</p> <p>なお、次年度の実施についても、違反転用農地も含めて管内の農地が農地として利用されているかどうか、転用許可を受けたものは、すみやかに転用が行われているかどうか確認すべきと各委員から意見を得ています。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、松井部会長と高杉部会長職務代理者より報告がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>そのほか、委員の皆さんから報告事項等はありませんか。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>(なし)</p> <p>事務局から報告事項等はありませんか。</p> <p>26ページ、8・9月の業務日程を説明します。 はじめに8月の日程です。</p> <p>20日、木曜日午後3時から、新潟市6農業委員会連絡協議会が中央区で開催されます。本間会長、渡部会長職務代理者が参加します。</p> <p>21日、金曜日から荒廃農地パトロールを実施します。21日、金曜日は午後1時30分から赤塚地区、24日、月曜日は午後1時30分から内野地区、25日、火曜日は午後1時30分から四ツ郷屋地区、26日、水曜日は午前10時から坂井輪地区と中野小屋地区、27日、木曜日は午前10時から黒埼地区です。お忙しいところお手数をお掛けしますがよろしくお願ひします。</p> <p>24日、月曜日、午後1時30分から、新潟県農業会議が開催する地域別農業委員会代表者研修会が中央区で開催されます。本間会長、渡部会長職務代理者が参加します。</p> <p>26日、水曜日、午後2時から、区役所3階303会議室で、第1地域の荒廃農地パトロール実施報告会を行い、その後、午後3時から対策委員会・調査委員会を開催します。</p> <p>27日、水曜日、午後2時から、区役所3階303会議室で、第2地域の荒廃農地パトロール実施報告会を行い、その後、午後3時から対策委員会・調査委員会を開催します。</p> <p>31日、月曜日、午後3時から、8月定例総会を区役所3階303会議室で開催します。</p> <p>次に8月の申請締切日です。農地法申請締切日が8月11日、火曜日、農業経営基盤強化促進法申出締切日が8月25日、火曜日となっています</p> <p>次に9月の業務日程です。</p> <p>25日、金曜日、午後3時から、第1地域対策委員会・調査委員会を区役所3階303会議室で、開催します。</p> <p>28日、月曜日、午後3時から、第2地域対策委員会・調査委員会を区役所3階303会議室で、開催します。</p> <p>31日、月曜日、午後3時から、8月定例総会を区役所3階303会議室で開催します。業務日程は以上です。</p>
-----------------------	---

議 長	ただ今の事務局からの説明に対しまして、ご意見、ご質問はありませんか。 (質問、意見なし)
議 長	ないようですので、これをもちまして7月の定例総会を閉会します。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 本 間 雄 一

署名委員 江 端 美 春

署名委員 大 嶋 喜 芳